（削る）

別表

1　火薬類にあつては、次の各号のいずれかに掲げるもの

一　三百グラムを超えない猟銃雷管及び信号雷管であつて、振動、衝撃等によりこれから発火するおそれのない容器に入れてあるもの

二　五百グラムを超えない信号焔管及び信号火箭（せん）

三　百グラムを超えない競技用紙雷管

四　八百発を超えない競技用の公称口径二十二のへり打ちのライフル銃用実包及び拳銃用実包

五　銃器に装填した実包及び空包（警察官、監獄官吏その他法令に基づき職務のため銃器を所持する者が事業用自動車内に持ち込む場合に限る。）

2　引火性液体にあつては、次の各号の一に掲げるもの

一　〇・五リツトルをこえないものであつて、もれるおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれがないように包装してあるもの

二　十キログラムをこえない引火のおそれのあるペンキ類であつて、金属製容器に密閉してあるもの

3　セルロイド類にあつては、次の各号の一に掲げるもの

一　三百グラムをこえないものであつて、紙箱等の電気絶縁物質により包装してあるもの

二　映画用フイルムであつて、フアイバ等の不燃性電気絶縁物質製の容器に入れてあるもの（この場合において容器は、振動衝撃等によりふたが開くことがないようにしてあるものであること。）

三　映画用フイルムであつて、フイルム用容器に入れ、かつ、帆布製の袋に入れてあるもの（この場合において帆布製の袋は、ＪＩＳ繊維三一〇一の上綿帆布八号若しくは並綿布又はこれらと同等以上の厚さ及び強度を有する帆布を使用したものであつて、二重底とし、上ぶた布又は中ぶた布を付してあり、かつ、金属製品を使用していないものであること。）

4　二十五キログラムをこえない乾燥した状態のカーバイトであつて、破損するおそれのない容器に密閉してあるもの

5　五百グラムをこえない写真撮影用閃光（せん）粉であつて、これが飛散するおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装してあるもの

6　腐食性物質にあつては、次の各号の一に掲げるもの

一　〇・五リツトルをこえないものであつて、もれるおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装してあるもの

二　二十五グラムをこえない固体の苛性カリであつて、破損するおそれのない容器に密閉してあるもの

7　〇・五リツトルをこえない液体青酸、クロロホルム及びホルマリンであつて、もれるおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装してあるもの

8　刃物であつて、他の旅客に危害を及ぼすおそれがないようにこん包してあるもの

9　電池であつて、堅固な木箱に入れ、かつ、端子が外部に露出しないように荷造りしてあるもの